

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
皇居大手門・桔梗門間雨水排水改修ほか第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成23年4月1日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南2丁目15番2号	本工事は、皇居大手門・桔梗門間雨水排水改修ほか工事からの継続工事で、この工事により解体した石垣を在来工法に基づき復元させることを目的とし、かつ解体に併せて新たに設置した水路の上流部を設置する工事であり、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。 (会計法第29条の3第4項)	200,970,000	200,760,000	99.9%	-	
京都御所第56号建物（御文庫）瓦葺屋根葺替その他整備第2回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成23年4月1日	(株)熊倉工務店 京都市東山区五条橋東五丁目476	京都御所第56号建物（御文庫）は経年による腐食、破損が著しいため、全面的な屋根の葺替を2カ年計画で実施している。本工事は前年度実施した工事に引き続き施工される工事であり、一体の建造物の構築等を目的とする工事である。また前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	18,060,000	-	-	

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
皇居乾門改修第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成23年5月17日	松井建設株式会社東京支店 東京都中央区新川一丁目17番22号	本工事は、現に施工中の物件が震災により破損したものであり、皇居乾門改修工事からの継続工事となる。一体の施設の改修等を目的とする工事であること及び現在履行中の工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも現在履行施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。 (会計法第29条の3第4項)	6,848,100	6,825,000	99.7%	—	
宮殿長和殿保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成23年5月19日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	本工事は、宮殿長和殿ブラインドシャッター改修、長和殿蒸気減圧弁取替を行う工事である。 宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主要行事が行われる場であり、その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。 清水建設㈱は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	25,641,000	25,515,000	99.5%	—	
皇居内道灌漑沿い（東側）建物各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成23年5月25日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	本件工事は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けた東幄舎及び神嘉門の耐震補強等を含む修繕工事である。 皇居道灌漑沿い（東側）建物は、明治21年に創建された築115年以上の歴史を持つ、賢所、皇霊殿、神殿の総称である宮中三殿を中心とした貴重な木造建築物であり、宮内庁が維持管理する最も重要な施設の一つである。 また、施工にあたっては、当庁における施工実績を十分に有し、かつ、施工場所が皇居の特別地域内にあることから、御動静等の際に支障をきたさぬよう工事を中断するなどの臨機応変な現場対応ができる施工監理能力を有すること等が必須の条件である。 株式会社大林組は、当該施設の大規模改修工事を施工した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であり、さらに本件工事は平成18年から21年度に行った「賢所等改修工事」（皇居内道灌漑沿い（東側）建物と同施設）の施工範囲と重なることから前工事と本件工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事でもある。 (会計法第29条の3第4項)	2,591,400	2,520,000	97.2%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
賢所参集所改修ほか第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成23年5月25日	株式会社ナカノフドー建設 東京都千代田区九段北四丁目2番28号	本工事は、賢所参集所改修ほか工事の施工中に発生した東日本大震災により被害を受けた同工事の施工対象物を改修するものである。 本工事は、賢所参集所改修ほか工事からの継続工事であり、一体の施設の改修を目的とする工事であること及び現在履行中の工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも現在履行施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。 (会計法第29条の3第4項)	3,178,350	3,150,000	99.1%	—	
皇居吹上ポンプ室送水設備等改修第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成23年5月30日	菊池建設株式会社 東京都西東京市谷戸町三丁目17番6号	本工事は、皇居吹上ポンプ室送水設備等改修工事からの継続工事であり、一体の施設の改修等を目的とする工事であること及び現在履行中の工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも現在履行施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。 (会計法第29条の3第4項)	117,075,000	115,500,000	98.7%	—	
皇居石垣管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成23年5月30日	株式会社相川造園 東京都葛飾区堀切8丁目22番7号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	(非公表)	6,300,000	—	—	

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
皇居東地区生垣寄植管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成23年6月8日	株式会社相川造園 東京都葛飾区堀切8丁目2番7号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	(非公表)	8,505,000	-	-	
皇居吹上ポンプ室送水設備等改修第2回工事に伴う監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成23年6月15日	株式会社相和技術研究所 東京都品川区上大崎2丁目18番1号	吹上ポンプ室送水設備は、皇居西地区（宮殿・庁舎等）へ都水及び雑用水を供給する重要な設備である。経年と共に建物・設備機器類・電装品等の劣化が著しく、現在の建物に隣接した位置にポンプ室を新築し、設備の全面更新を2か年計画で行うものである。平成22年度は既に既存埋設管などの撤去及び新築部分の躯体工事等を発注済みであり、これらに関する監理業務はすでに契約締結済みであるが、第2回工事では新規設備及び建築仕上げの一定部分を発注したため、今回業務ではこれら工事範囲に対する監理業務を委託するものである。 本業務は皇居吹上ポンプ室送水設備等改修工事に係る設計意図を請負者及び監督職員に正確に伝える業務と、一定の品質を確保する施工監理を行うものである。設計意図伝達業務は、請負者及び監督職員に対して設計図書では表現出来ない情報を補完し、請負者及び監督職員からの設計図書に対する疑義があった場合の説明、検討及び調整を行う業務である。また、施工監理業務は施工図等を設計図書に照らして技術的な検討を行うと共に、工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認を行い、監督職員への報告を行う業務である。 このため、本業務を遂行できる者は設計時の施設内容、工事内容及び品質を確保するうえでの詳細な情報を熟知していなければならない。さらに一体の構造物の構築等を目的とする工事であることから、一貫した施工監理が必要と判断され、前年度業務の検討結果や検討の詳細に関する知識や経験を有している当該工事の設計を行った者に限定される。 本業務は皇居吹上ポンプ室送水設備等改修工事に伴う監理業務からの継続業務であり、施設の全面更新工事を目的とする業務であること及び前回業務と本業務の委託者が異なる場合は責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した業務が技術的に必要と判断され、経費の節減、円滑かつ適切な業務を確保するうえでも前回業務契約者以外の者に委託させることが不利と認められるため、株式会社相和技術研究所と随意契約を締結することとしたい。 （会計法第29条の3第4項）	1,493,100	1,491,000	99.9%	-	
宮殿回廊保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成23年6月20日	大成建設株式会社東京支店 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	本工事は、宮殿回廊（幕板等金物取替、サッシ下枠カバー新設、方立カバー新設、バルコニー裏躯体修繕）整備を行う工事である。 宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。 大成建設㈱は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	48,426,000	48,300,000	99.7%	-	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
京都御所障壁画修理ほか第3回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成23年6月20日	(株)松村泰山堂 京都市北区小山西大野町51番地3	<p>本件は、京都御所各御殿に残存する障壁画の保存修理を行うことを目的とする。</p> <p>京都御所各御殿の障壁画は、安政度造営時（一部寛政度造営時のもの残存）に著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いもので、その数は1,750面を越える。</p> <p>これらの障壁画は、150年近くを経過し、西日による乾燥、経年による膠の弱化、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・浮き等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。</p> <p>文化財的価値の非常に高い障壁画の修理は、慎重かつ入念に行う必要があり、経験豊富な実績と高度な修復技術を持った技術者を確実に配置できることが必要とされる。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、豊富な実績を有し、着実な成果を収めている株式会社松村泰山堂を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、株式会社松村泰山堂が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。（会計法第29条の3第4項）</p>	(非公表)	10,710,000	—	—	
那須御用邸本邸内装改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成23年6月27日	株式会社本田工務店 栃木県那須郡那須町大字湯本204	<p>入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）</p>	2,693,250	2,625,000	97.5%	—	

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
<p>宮殿設備管制所自動制御装置ほか改修工事</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山茂樹 東京都千代田区千代田1-1</p>	<p>平成23年7月5日</p>	<p>株式会社山武 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号</p>	<p>本工事は、御所・宮殿・宮内庁庁舎・書陵部・楽部等の各建物に設置されている空調設備を始めとする機械設備の運転を適切に制御し、運転状態の監視及び記録の保存を行う中央監視設備の改修と建物間の埋設信号用幹線の盛り替え及び空調機器周辺自動制御機器の一部を改修するもので、既設自動制御設備の大部分は再使用する。</p> <p>本工事では、既設と新設機器とを製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない当該設備の詳細な内部構造・特性などに精通し、製造時の技術資料や改修後に状況に応じた詳細な試運転が可能なデータを保有する製造者による施工が必須である。</p> <p>従って、当該設備を製造したもの以外に施工させた場合、既設と新設機器の最適な調整や試運転において当該設備全体が適切に機能していることの確認と判断が極めて困難であるため、適切に動作しない等の著しい支障を生じる恐れがある。</p> <p>株式会社山武は当該自動制御設備の製造者であると共に設置工事を施工した者で、当該設備に関わる機器の製造・販売・施工・修理工事を行い、当該自動制御設備を熟知した唯一の会社である。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>	<p>108,885,000</p>	<p>108,675,000</p>	<p>99.8%</p>	<p>—</p>	
<p>秋篠宮邸屋上緑化工事</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻庄市 東京都千代田区千代田1-1</p>	<p>平成23年7月8日</p>	<p>清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号</p>	<p>秋篠宮邸屋上緑化工事は、秋篠宮邸公室棟屋上の一部を緑化し、太陽光による屋上輻射の受熱を緩和すると同時に植物の持つ水分蒸散作用による建物冷却効果を得ることにより、建物内への熱負荷を低減し省エネルギーに寄与するための工事である。</p> <p>施工場所は、御在殿中頻繁にかつ突然の来客の機会に使用される公室棟の屋根部分である。そのため、短期間の御留守中等の限られた期間内に調査及び施工を完了することを求められる。また、施工部分が建物の主要構造部であることから、確実に施工を完了させるためには、施設の形状・仕様等を熟知し、高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、当該施設の新築（秩父宮邸）及び増築改修（秋篠宮邸）工事を施工した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>	<p>3,475,500</p>	<p>3,475,500</p>	<p>100.0%</p>	<p>—</p>	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
三笠宮邸第3応接室内装改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成23年7月12日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	三笠宮邸第3応接室内装改修ほか工事は、三笠宮邸公室棟の第3応接室の内装経年劣化に伴う改修及び私室棟から公室棟車寄せに至る廊下・玄関ホール各部に手摺りを取り付ける工事である。 施工場所は、宮邸の中で御生活に直接関わる部分であるため、日々の御生活及び御公務（来客接遇）等に影響が生じないように、短期間の御留守中等の限られた時間内の工事施工を優先的に計画すると同時に、御在殿中作業については作業音・臭気などに厳格な管理を求められ、また既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、施設の形状等を熟知し、高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。 株式会社竹中工務店は、当該施設の新築及び大規模な改修工事を施工した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施できる唯一の業者である。 （会計法第29条の3第4項）	3,512,250	3,465,000	98.7%	-	
葉山御用邸エレベーター改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成23年7月14日	株式会社日立ビルシステム横浜支社 横浜市中区住吉町四丁目4番地1	本工事は、葉山御用邸本邸に設置されているエレベーター（乗用）の運行部品が製造中止となり、故障時における部品供給が困難となっているため改修する工事である。 当該機器は、葉山御用邸本邸に設置しているエレベーターであり、故障など不具合が発生した場合、人的な被害におよぶ可能性がある。 改修に際しては、壁仕上げや絨毯など内装の現場を維持したまま施工するため、三方枠・敷居は既存再使用しなければならない。既存三方枠を使用し遮煙性能を満たすためには、製造者だけが持つ詳細な製品図面や知識を必要とするため、当該機器を製造した者以外に施工させた場合、遮煙性能を満たすことが出来ず、現行法令（建築基準法第68条の26、建築基準法施行令第112条第14項第2号）に適合しない。さらには、故障の際の責任範囲が不明確になる恐れがある。 株式会社日立ビルシステムは、当該機器を製造した株式会社日立製作所の系列会社で、唯一エレベーターの保守及び工事部門を担当し、メーカー独自のデータや知識を共有し、本件に要求される条件を満たし、適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	23,257,500	23,205,000	99.8%	-	
京都御所管理事務棟ほか整備工事に伴う設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成23年7月25日	(株)コガ建築設計室 京都市南区吉祥院前田町30	本業務は、京都御所内において計画されている京都御所管理事務棟ほか整備工事に関する設計を行うものである。 本施設の設計は、その成果があらかじめ目に見えるものではなく、設計者によってその結果に差異が生じることとなるもので、設計料の多寡による選定方式によってのみ設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を適性に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要となる。本業務は、設計者のこれまでの経験の蓄積に基づく専門家としてのノウハウが、求める設計成果を実現する上での絶対条件となることから、設計者の選定は簡易公募型プロポーザル方式によるものとした。 宮内庁京都事務所コンサルタント選定委員会において、技術提案書の提出者を選定し、提出された技術提案書を総合評価した結果、株式会社コガ建築設計室に特定された。 （会計法第29条の3第4項）	20,527,500	20,475,000	99.7%	-	

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
宮内庁庁舎空調設備ほか改修工事に伴う実施設計業務	支出負担行為担当官代理 宮内庁長官官房主計課長補佐 川上 泰男 東京都千代田区千代田1-1	平成23年8月3日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋2丁目18番3号	<p>本設計業務は、宮内庁庁舎空調設備ほか改修に伴う実施設計を行う業務で、平成17年度標準プロポーザル方式において宮内庁庁舎の規模及び重要性から建築及び設備に関する高度の専門知識と設備設計に関して相当な総合力を持つ組織設計事務所であることが条件で特定された株式会社日建設計が履行した庁舎を使用しながら合理的でより実現性のある改修提案をとりまとめることを目的とした「宮内庁庁舎空調設備ほか改修工事に伴う基本設計業務」に基づき実施するものである。</p> <p>本設計業務では、「宮内庁庁舎空調設備ほか改修工事に伴う基本設計業務」で蓄積した資料等を始めとする考え方や方針を十分に把握し、具体的な空調方式・工事範囲・工事による影響・工期・工費等の計画を立て、一貫性を持った改修工事を実現出来るよう設計に反映させる必要がある。従って、「宮内庁庁舎空調設備ほか改修工事に伴う基本設計業務」の内容は、本設計業務と密接不可分の関係にある。</p> <p>株式会社日建設計は、以上の理由から本設計業務の目的を的確に履行できる唯一の会社である。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>	26,953,500	26,460,000	98.2%	-	
東宮御所各所修繕工事	支出負担行為担当官代理 宮内庁長官官房主計課長補佐 川上泰男 東京都千代田区千代田1-1	平成23年8月8日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	<p>東宮御所各所修繕工事は、東宮御所の私室棟から事務棟・公室棟各所にわたる劣化部分の修繕及び機能不備部分の改修を実施するものである。</p> <p>東宮御所各所の修繕に当たっては、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、東宮御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、東宮御所の施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>	5,433,750	5,407,500	99.5%	-	
皇居大手門・桔梗門間雨水排水改修ほか第3回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成23年8月9日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	<p>本工事は、皇居大手門・桔梗門間雨水排水改修ほか第2回工事からの継続工事で、この工事により判明した地中障害物及び地盤軟弱による管路の設置計画見直し工事のため、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>	52,500,000	52,500,000	100.0%	-	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
御所各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成23年8月10日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号	<p>本工事は、御所屋外機械置場に設置の排水設備（雨水ポンプ）の経年劣化による更新、各所手洗所内に設置の衛生器具設備（温水洗浄便座）の更新、事務棟照明器具改修・天井改修及び私室棟障子の張替等を実施するものである。</p> <p>当該工事は、両陛下の御生活において重要な設備である排水設備・衛生器具設備の更新等を行うことから、限られた期間の中、御生活への影響を最小限にとどめるよう、機能停止・試運転調整及び機能復旧など綿密に計画したうえ、工事を行う必要がある。</p> <p>施工にあたっては、予定されている御留守を利用し、集中的に工事を行うものの、すべてを御留守期間中に完成させることが困難であるため、その前後の御在殿中においても工事等を行う必要がある。また、御留守中の工事においても御帰りの前には、毎回すべての機能を一時回復させることが必要であることから、より綿密な工程管理と作業の効率性を強く求めるところである。（全体工期は8ヶ月間を予定している。）</p> <p>以上のように、当該工事は、両陛下の御生活への影響を最小限とするため、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社としての実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>	26,533,500	26,250,000	98.9%	-	
京都御所杉戸絵他修理工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑 3	平成23年8月15日	（社）天野山文化遺産研究所 大阪府河内長野市天野町977番地	<p>本件は、京都御所各御殿に残存する杉戸絵及び紫宸殿の賢聖障子の保存修理を行うことを目的とする。</p> <p>京都御所各御殿の杉戸絵及び賢聖障子は、安政度造営時（一部寛政度造営時のもの残存）に著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いものである。</p> <p>これらの杉戸絵は、150年近くを経過し、西日による乾燥、経年による絵の具の剥落等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。</p> <p>文化財的価値の非常に高い杉戸絵及び賢聖障子の修理は、慎重かつ入念に行う必要がある、経験豊富な実績と高度な修復技術を持った技術者を確実に配置できることが必要とされる。</p> <p>上記を踏まえ、本工事を一般競争入札として2度入札公告に付したが、入札を希望する者がいなかった。一般社団法人天野山文化遺産研究所（以下同研究所）は一般競争入札で条件として求めた技術者を雇用し、かつ京都御所の杉戸絵修理において着実な成果を収めてきた。</p> <p>よって、本工事の内容を的確に遂行できる機関であると確認できた。</p> <p>以上の理由により同研究所と随意契約を締結する。（予決令第99条の2）</p>	(非公表)	11,414,865	-	-	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
御所書庫増築工事に伴う監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成23年8月18日	株式会社山下設計 東京都中央区日本橋小網町6番1号	<p>御所は平成5年、両陛下のお住居として竣工し、以来ご快適な御生活を過ごされ、15年余りを経過した。しかしながらこの間、御勉強等に必要図書の数も次第に増え、既存の書庫においては非常に狭隘となったため、新たに書庫1棟を御所近傍に増築し、それに伴い既存の部分的な設備更新を行うものである。については、御所書庫増築工事において、工事監理及び設計意図の伝達を行う業務を実施するものである。</p> <p>本業務は、御所書庫増築工事の工事監理業務であり、平成22年度にプロポーザル方式により選定された株式会社山下設計によって完了した設計業務（御所書庫増築工事に伴う設計業務）の内容を踏まえて実施するものである。従って、実施設計及び監理業務の各段階で一貫した考え方や方針に基づき順次具体化する必要があり、実施設計と監理業務の設計内容は密接不可分の関係にある。</p> <p>上記設計者は、業務内容を最も把握し業務目的を的確に履行できる唯一の業者である。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>	5,421,570	5,355,000	98.8%	-	
正倉院正倉整備に関する工事設計監理業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成23年8月23日	(財)文化財建造物保存技術協会 東京都荒川区西日暮里2-32-15	<p>本業務は、正倉院正倉整備工事に関する工事設計監理業務を行うもので、国宝建造物の保存修理工事に伴う技術的難度の高い特殊な業務である。</p> <p>今回の業務は、基本設計及び実施設計において得られた成果品を基に、工事を遂行するものであるが、設計者の知識・経験・技術力等を継承させて質の高い設計成果を求めることが必要であり、そのため基本設計と実施設計は連続する一体のものとしてとらえ同一設計者によって進めて行く事が重要である。</p> <p>正倉院正倉整備工事を行うにあたり、「正倉院正倉整備に関する懇談会」をこれまでに7回開催されているところであり、設計業務においては同懇談会において各委員の意見を反映させながら行ってきた。さらに工事設計監理業務についても、今後開催を予定している懇談会においての意見を反映させ、業務を進めていく必要がある。懇談会の各委員からも、設計業務を受注したものと引き続き工事設計監理業務を行っていく事が業務の成功に繋がるのとことから、同一の設計者で進めていくべきであるという意見を頂いている。</p> <p>プロポーザルで特定された当該設計者は、設計業務で得られた成果からみても、工事設計監理業務の実施において他の設計者では代替する事ができない知識・経験と高い技術力を有している設計者である。</p> <p>設計業務を受注した「公益財団法人 文化財建造物保存技術協会(以下、「文建協」と略す。)」は、全国で約180人しかいない文化財建造物修理主任技術者のうち、100人以上を有する、文化財の修理設計を行う組織としてはトップレベルの技術集団である。</p> <p>以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。（会計法第29条の3第4項）</p>	51,387,000	51,135,000	99.5%	-	
桂離宮広葉樹手入れ工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成23年8月29日	(株)植治造園 京都市西京区大枝西長町10番地16	<p>入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。</p> <p>（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）</p>	(非公表)	3,990,000	-	-	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
皇居内高圧配線ほか復旧工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田 1-1	平成23年8月30日	株式会社関電工 東京都港区芝浦4丁目8番33号	<p>本工事は、第9変電所と第10変電所間の高圧ケーブル地絡事故及び第13変電所の断路器焼損の復旧を行う工事である。</p> <p>皇居内の高圧配電系統は、第9変電所（車馬課）、第10変電所（宮内庁病院）、第11変電所（三の丸尚蔵館）、第12変電所（書陵部）及び第13変電所（桃華楽堂）をループ状に接続して送電している。</p> <p>8月29日午前2時頃、第9変電所と第10変電所間の高圧ケーブルに老朽化によるものと思われる地絡事故が発生して停電となったため、この間の送電を停止したことからループ送電ができない状態になった。また、第13変電所の受電用遮断器が焼損していることが確認され、現在、辛うじて送電できているが、付近のケーブルが炭化しているなど、危険な状態となっている。</p> <p>第13変電所の送電が停止した場合、第11変電所から第13変電所への送電ルートが無くなることから、早急な復旧が必要であり、現状では送電停止の危険が極めて高い状態である。</p> <p>本工事は、緊急に施工しなければならない工事であって、施工に当たっては、現地調査から資材・人員の手配等を短期間で確実に行う必要があるため、競争に付す時間的余裕がない。</p> <p>関電工は、現在、御所各所修繕工事、御所書庫増築工事に下請業者として電気設備工事を行っており、送配電に実績のある電気工事会社であるため、本工事を確実に履行できる施工管理能力を有する会社である。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>	15,046,500	14,700,000	97.7%	-	

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企 画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	備 考
東宮御所各所修繕第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成23年9月2日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	東宮御所各所修繕第2回工事は、既発注の「東宮御所各所修繕工事」に引き続き実施される東宮御所の私室棟から事務棟・公室棟各所にわたる劣化部分の修繕及び機能不備部分の改修を実施するものである。 東宮御所各所の修繕に当たっては、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 清水建設株式会社は、東宮御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、東宮御所の施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	6,437,550	6,405,000	99.5%	—	
御料牧場製酪所改築ほか工事に伴う監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成23年9月7日	株式会社梓設計 東京都品川区東品川二丁目1番11号	本業務は、御料牧場製酪所改築ほか工事の工事監理業務であり、平成18年度の株式会社梓設計による実施設計業務（御料牧場肉加工所地区整備工事に伴う設計業務）の内容を踏まえて実施するものである。従って、実施設計及び監理業務の各段階で一貫した考え方や方針に基づき順次具体化する必要があり、実施設計と監理業務の設計内容は密接不可分の関係にある。 上記設計者は、業務内容を最も把握し業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	5,897,850	5,880,000	99.7%	—	
修学院離宮ほか枯損木処理工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成23年9月13日	(株)河原勝庭園 京都市西京区松尾上ノ山町18番地	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	3,087,000	3,045,000	98.6%	—	
豊島岡参集所改修ほか工事に伴う設計その他業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成23年9月15日	株式会社都市環境設計東京事務所 東京都渋谷区代々木1丁目31番6号	豊島岡参集所は、昭和49年に竣工した建物で築35年程度経過している。 平成14年度に行った耐震診断業務の結果、耐震補強の必要性が確認されたため内外装及び設備機器類も含めた改修並びに同時期に建設された倉庫棟の建替えを行うための設計業務を行うものである。 本業務は、高度な技術的判断を必要とするため、業務受注者の選定は公募型プロポーザル方式によることとし、コンサルタント選定委員会において評価した結果、他社より業務実施方針及び手法並びに技術力に優れていた上記業者に特定された。 （会計法第29条の3第4項）	17,934,000	17,850,000	99.5%	—	

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
常陸宮邸改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田 1-1	平成23年10月3日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	本工事は、常陸宮邸御殿の空調設備・照明設備の修繕、塗装改修、倉庫外壁及び建具修繕、漏水修理を目的とした工事である。 施工場所は、宮邸の中で御生活に直接関わる部分であり、御生活や行事に合わせ、制約（工事中断等）を受けながら工事を行うことが必要であるとともに、既存部分との意匠の整合性が求められる工事でもある。 これらの条件のもと、確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知し、かつ高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。 清水建設株式会社は、当該施設の新築・改修工事を施工した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施できる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	13,293,000	13,125,000	98.7%	—	
皇居西部地区台風被害木処理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田 1-1	平成23年10月17日	岩田造園土木株式会社 東京都荒川区西日暮里一丁目5番1号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	2,656,500	2,604,000	98.0%	—	
高円宮邸造付家具塗装改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田 1-1	平成23年10月28日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	高円宮邸造付家具塗装改修ほか工事は、高円宮邸私室部分の造付家具塗装の経年劣化に伴う塗装改修、造付家具への小型照明器具内蔵、金属製建具の改修（改造）等多岐にわたる工事である。 施工場所は、宮邸の中で御生活に直接関わる部分であるため、日々の御生活及び御公務（来客接遇）等に影響を生じないように、短期間の御留守中等の限られた時間内の工事施工を優先的に計画すると同時に、御在殿中作業については作業音・臭気などに厳格な管理を求められ、また既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、施設の形状等を熟知し、高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。 株式会社竹中工務店は、当該施設の新築及び大規模な改修工事を施工した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。 （会計法第29条の3第4項）	4,691,400	4,620,000	98.5%	—	

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
那須御用邸本邸外灯整備ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成23年11月9日	株式会社三和電気工業所 栃木県大田原市中央2丁目15-5	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	32,140,500	32,025,000	99.6%	—	
宮殿表御座所保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成23年11月10日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	本工事は、宮殿表御座所整備（内外装改修、ヒューズダンパ取替、給湯循環ポンプ取替）を行う工事である。 宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（榊大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、榊竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。 株式会社大林組は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。 （会計法第29条の3第4項）	2,670,150	2,667,000	99.9%	—	

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
旧桂宮邸宿舎通用門ほか本瓦葺屋根葺替その他工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成24年1月11日	(株)佐桑工務店 京都市左京区下鴨高木町39番地の4	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	14,826,000	14,805,000	99.8%		
皇居吹上御苑衰弱樹木対策林相整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年1月24日	東友緑化株式会社 東京都台東区元浅草3丁目20番4号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	(非公表)	14,175,000	-		